

長野市消防局応急手当普及啓発実施要領

(目的)

第1 この要領は、長野市消防局応急手当普及啓発実施要綱（平成24年消防局告示第1号。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定め、応急手当に関する正しい知識及び技術の普及に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応急手当指導員講習 応急手当指導員を養成するために行う講習（応急手当指導員講習Ⅰ、応急手当指導員講習Ⅱ、応急手当指導員講習Ⅲ、応急手当指導員再講習）をいう。
- (2) 応急手当普及員講習 応急手当普及員を養成するために行う講習（応急手当普及員講習Ⅰ、応急手当普及員講習Ⅱ、応急手当普及員再講習）をいう。

(体制の整備)

第3 警防課長（以下「課長」という。）は、次の各号に掲げる事項について、応急手当の普及啓発に必要な体制の整備を計画的かつ効果的に推進するものとする。

- (1) 応急手当指導員及び応急手当普及員の養成
- (2) 普及啓発用資器材の配備
- (3) その他消防長が必要と認める事項

(普及啓発指針)

第4 課長は、応急手当の普及啓発を計画的かつ効果的に推進するため、普及啓発指針を示すものとする。

2 消防署長（以下「署長」という。）は、前項の普及啓発指針に基づき、地域の特性に応じた計画を作成し、応急手当の普及啓発を推進するものとする。

(普及講習)

第5 普及講習及びその修了者の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 署長は、普及講習を開催する場合は、開催日時及び開催場所等の必要な事項を公告し、又は受講希望者に通知するものとする。
- (2) 要綱第3第1号から第3号に規定する普及講習の内容は、別表第1から別表第4のとおりとする。
- (3) 前号に規定する普及講習を開催する場合は、2以上の消防署が合同でこれを開催することができるものとする。
- (4) 普及講習の受講を希望する者は、普及講習受講申込書（様式第1号の1）により、署長に申し込むものとする。ただし、団体で受講を希望する者は、普及講習受講者名簿（様式第1号の2）を添付するものとする。
- (5) 普及講習の指導者は、応急手当指導員又は応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）とする。
- (6) 応急手当普及員は、要綱第3第1項から第2項に規定する普通救命講習を開催する場合は、普及講習開催計画書（様式第5号）にカリキュラムを添付して消防

長に提出し、講習内容についての指導及び助言等を受けるものとする。

- (7) 応急手当普及員は、前号の普通救命講習を開催した場合は、普及講習受講者名簿（様式第1号の2）に効果確認の書類等を添付して消防長に提出するものとする。
- (8) 要綱第8第1項に規定する修了証は、普通救命講習Ⅰ修了証（様式第2号の1）、普通救命講習Ⅱ修了証（様式第2号の2）、普通救命講習Ⅲ修了証（様式第2号の3）及び上級救命講習修了証（様式第3号）のとおりとする。
- (9) 要綱第8第2項に規定する修了証は、普通救命講習Ⅰ修了証（様式第2号の4）、普通救命講習Ⅱ修了証（様式第2号の5）、普通救命講習Ⅲ修了証（様式第2号の6）のとおりとする。
- (10) 要綱第9第1項に規定する記録は、修了証交付台帳（様式第4号）に記載するものとする。

（救命入門コース）

第6 救命入門コース及びその参加者の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 救命入門コースの指導者は、応急手当指導員等とする。
- (2) 応急手当普及員は、事業所等又は防災組織等において当該事業所等の従業員又は防災組織等の構成員に対して、要綱第3第4号に規定する救命入門コースを開催することができるものとする。
- (3) 救命入門コースの内容は、別表第5のとおりと又はそれと同等以上の内容とする。
- (4) 応急手当普及員は、第1号に規定する救命入門コースを開催する場合は、普及講習開催計画書（様式第5号）にカリキュラムを添付して消防長に提出し、講習内容についての指導及び助言等を受けるものとする。
- (5) 応急手当普及員は、救命入門コースを開催した場合は、普及講習受講者名簿（様式第1号の2）を消防長に提出するものとする。
- (6) 要綱第8第3項に規定する参加証は、救命入門コース参加証（様式第6号の1又は様式第6号の2）のとおりとする。

（応急手当指導員）

第7 応急手当指導員講習及びその修了者の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 要綱第4及び第5に規定する応急手当指導員講習の内容は、別表第6から別表第9のとおりとする。
- (2) 応急手当指導員講習の受講を希望する者は、応急手当指導員等養成講習受講申込書（様式第7号）により消防長に申し込むものとする。
- (3) 消防長は、前号の受講申込書を受理したときは、応急手当指導員等養成講習受講票（様式第8号）を申込者に交付するものとする。
- (4) 応急手当指導員講習の講師は、医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で、応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有する者とする。
- (5) 消防長は、応急手当指導員講習修了者で長野市消防局管内に住所を有しない者

については、当該修了者の住所地を管轄する消防本部の消防長に対して、応急手当指導員養成講習修了通知書（様式第9号）により講習を修了した旨を通知するものとする。

(6) 要綱第8第4項に規定する認定証は、応急手当指導員認定証（様式第10号）のとおりとする。

(7) 要綱第9第2項に規定する記録は、修了証交付台帳（様式第4号）に記載するものとする。

（応急手当普及員）

第8 応急手当普及員講習及びその修了者の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 署長は、応急手当普及員講習を開催する場合は、開催日時及び開催場所等の必要な事項を公告し、又は受講希望者に通知するものとする。

(2) 要綱第6及び第7に規定する応急手当普及員講習の内容は、別表第10から別表第12のとおりとする。

(3) 要綱第8第4項に規定する認定証は、応急手当普及員認定証（様式第11号）のとおりとする。

(4) 第7第3号、第4号、第5号及び第7号の規定は、応急手当普及員講習についてもこれを準用する。

（認定の取消し）

第9 課長は、要綱第11の規定により応急手当指導員等の認定を取り消す場合は、応急手当指導員等認定取消調査書（様式第12号）を作成し、消防長の決裁を得るものとする。

2 消防長は、応急手当指導員等の認定を取り消す場合は、当該認定を取り消す者に対し、応急手当指導員等認定取消通知書（様式第13号）により通知するとともに、修了証交付台帳（様式第4号）から認定を取り消した者の記録を削除するものとする。

3 前項の規定により応急手当指導員等の認定を取り消された者は、認定証を速やかに消防長に返納しなければならない。

（応急手当指導員等の責務）

第10 応急手当指導員等は、住民に対する普及講習が計画的かつ効果的に行えるように、応急手当に関する知識、技術及び指導方法等について常に研鑽に努めるものとする。

2 消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識及び技術の維持を図るとともに、救急医療の進歩にあわせた応急手当の普及指導に十分対応できるように、適宜再教育を行うものとする。

3 消防長は、応急手当普及員等が応急手当に関する普及業務を行う場合は、講習内容及び講習方法等について必要な助言を与え、講習が適正に行えるよう指導するものとする。

（感染防止上の配慮）

第11 応急手当指導員等は、普及講習及び救命入門コースの講師を務めるにあたり、

感染防止方法について指導するとともに、心肺蘇生法の実技実習を行う場合は、蘇生訓練用人形の消毒及び滅菌等の措置を行うものとする。

(応急手当実施者の救命行動に影響し得る障壁等への対応)

第12 消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当実施の障害となる不安を取り除くための情報を提供し、応急手当実施時に心的ストレスが発生する可能性があることについても指導を行うものとする。また、応急手当実施者のサポート体制の構築に努め、サポート体制について講習時に周知すること。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日局長達第11号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月1日局長達第6号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月10日局長達第18号）

この要領は、令和4年5月10日から施行する。

附 則（令和5年2月24日局長達第2号）

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

別表第1（第5関係）

普通救命講習Ⅰ

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して、受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して、受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15
救命に必要な 応急手当（主 に成人に対す る方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生 法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			AEDの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
合 計 時 間				180

備 考	2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
-----	-------------------------

別表第1の2（第5関係）

普通救命講習Ⅰ（eラーニングやオンラインによる双方向のLIVE講習（以下「オンライン講習」という。）受講者用）

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して、受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して、受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性、e-ラーニングに関する質疑応答	5
救命に必要な 応急手当（主 に成人に対す る方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生 法（実技）	反応の確認、通報	115
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用法	A E Dの使用方 法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法		直接圧迫止血法		
合 計 時 間				120

備 考	1 普及時間を分割した講習を可能とする。 2 座学部分については、eラーニングやオンライン講習の活用を可能とする。 eラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、概ね1ヶ月以内に、対面による実技講習等（120分）を受講することで修了証を交付することができる。 3 救命講習当日にeラーニング受講証明書、もしくは、印刷できない場合は、携帯電話の画像保存などeラーニングの受講が確認できるものを提示するよう案内する。 4 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
-----	---

別表第2（第5関係）

普通救命講習Ⅱ

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して、受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して、受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目		細 目	時間（分）	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15	
救命に必要な 応急手当（主 に成人に対する 方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生 法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用法	A E Dの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
止血法		直接圧迫止血法	60	
心肺蘇生法に関する知識の確認 （筆記試験）		知識の確認		
心肺蘇生法に関する実技の評価 （実技試験）		シナリオを使用した実技の評価		
合 計 時 間			240	

備 考	1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とする。 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とする。 3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
-----	--

別表第2の2（第5関係）

普通救命講習Ⅱ（eラーニングやオンライン講習受講者用）

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して、受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して、受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性、eラーニングに関する質疑応答	5
救命に必要な 応急手当（主 に成人に対す る方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生 法（実技）	反応の確認、通報	115
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用法	A E Dの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
心肺蘇生法に関する知識の確認		知識の確認	60	
心肺蘇生法に関する実技の評価 （実技試験）		シナリオを使用した実技の評価		
合 計 時 間				180
備 考	1 普及時間を分割した講習を可能とする。 2 座学部分については、eラーニングやオンライン講習の活用を可能とする。 eラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、概ね1ヶ月以内に、対面による実技講習等（180分）を受講することで修了証を交付することができる。 3 救命講習当日にeラーニング受講証明書、もしくは、印刷できない場合は、携帯電話の画像保存などeラーニングの受講が確認できるものを提示するよう案内する。 4 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とする。			

	5 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とする。 6 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
--	---

別表第3（第5関係）

普通救命講習Ⅲ

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して、受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して、受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の 予防等を含む）等	15
救命に必要な 応急手当（主 に小児、乳児、 新生児に対す る方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生 法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口（口鼻）人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用法	A E Dの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法		直接圧迫止血法		
合 計 時 間				180

備 考	2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
-----	-------------------------

別表第3の2（第5関係）

普通救命講習Ⅲ（eラーニングやオンライン講習受講者用）

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して、受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して、受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性、e-ラーニングに関する質疑応答	5
救命に必要な 応急手当（主 に小児、乳児、 新生児に対す る方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生 法（実技）	反応の確認、通報	115
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口（口鼻）人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用法	A E Dの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
止血法		直接圧迫止血法		
合 計 時 間				120

備 考	1 普及時間を分割した講習を可能とする。 2 座学部分については、eラーニングやオンライン講習の活用を可能とする。 eラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、概ね1ヶ月以内に、対面による実技講習等（120分）を受講することで修了証を交付することができる。 3 救命講習当日にeラーニング受講証明書、もしくは、印刷できない場合は、携帯電話の画像保存などeラーニングの受講が確認できるものを提示するよう案内する。 4 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
-----	---

別表第4（第5関係）

上級救命講習

1 到達目標	1 心肺蘇生法を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 4 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して、受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して、受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15
救命に必要な 応急手当（成 人、小児、乳 児、新生児に 対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生 法（実技）	反応の確認、通報	285
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		AEDの用法 （成人に対する 方法）	AEDの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			AEDの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	60
	心肺蘇生法に関する知識の確認 （筆記試験）		知識の確認	
	心肺蘇生法に関する実技の評価 （実技試験）		シナリオを使用した実技の評価	

その他の応急 手当	傷病者管理法	衣類の緊縛解除	120
		保温法	
		体位管理	
	手当の要領	包帯法	
		副子固定法	
		熱傷の手当	
		その他の手当（用手による頸椎保護、すり傷・切り傷・気管支喘息、痙攣、低血糖、失神、アナフィラキシー、歯の損傷、毒物、溺水への対応等）	
	搬送法	搬送の方法	
		担架搬送法	
		応急担架作成法	
合 計 時 間			480

備 考	1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心肺停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とする。 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とする。 3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 4 普及時間を分割した講習を可能とする。 5 座学部分については、e-ラーニングやオンライン講習の活用を可能とする。 e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（120分相当）を受講した場合、概ね1ヶ月以内に、対面による実技講習等（420分）を受講することで修了証を交付することができる。（座学講習について、その他の応急手当を含めた120分相当とする場合は、対面による実技講習等は360分とする。） 6 救命講習当日にe-ラーニング受講証明書、もしくは、印刷できない場合は、携帯電話の画像保存などe-ラーニングの受講が確認できるものを提示するよう案内する。
-----	---

別表第5（第6関係）

救命入門コース

1 到達目標	1 胸骨圧迫を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資器材一式に対して、受講者は5名以内とすることが望ましい。 3 指導者1名に対して、受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	90
救命に必要な 応急手当（主 に成人に対す る方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生 法（実技及び呈 示）	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領（呈示又は体験）	
			口対口人工呼吸法（呈示又は体験）	
			シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	
		A E Dの使用法	A E Dの使用方法（口頭又はビデオ等）	
			A E Dの実技要領	
合 計 時 間				90

別表第 6（第 7 関係）

応急手当指導員講習 I

項 目		時間（分）	
指導要領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当（※１）の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）及び 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験） を含む。）	240	
	その他の応急手当（※２）の指導要領	90	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	45	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		45	
合 計 時 間		480	

※ 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む）をいう。

※ 2 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法をいう。

別表第7（第7関係）

応急手当指導員講習Ⅱ

項 目		時間（分）	
基礎的な知識 技能	基礎知識（講義）（※１）	60	480
	救命に必要な応急手当（※２）の基礎実技	240	
	その他の応急手当（※３）の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学（※４）、資器材の取扱い要領、指導技法	240	840
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）及び 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験） を含む。）	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合 計 時 間		1,440	

※1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性及び応急手当の対象者等に関する知識をいう。

※2 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む）をいう。

※3 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法をいう。

※4 「基礎医学」とは、解剖学、生理学及び感染防止をいう。

別表第 8（第 7 関係）

応急手当指導員講習Ⅲ

項 目		時間（分）	
基礎的な知識 技能	基礎知識（講義）（※１）	60	180
	救命に必要な応急手当（※２）の基礎実技	60	
	その他の応急手当（※３）の基礎実技	60	
指導要領	基礎医学（※４）、資器材の取扱い要領、指導技法	60	660
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）及び 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験） を含む。）	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合 計 時 間		960	

※ 1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性及び応急手当の対象者等に関する知識をいう。

※ 2 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む）をいう。

※ 3 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法をいう。

※ 4 「基礎医学」とは、解剖学、生理学及び感染防止をいう。

別表第9（第7関係）

応急手当指導員再講習

項 目	時間（分）
救命に必要な応急手当（※1）の指導要領	120
その他の応急手当（※2）の指導要領	120
合 計 時 間	240

備 考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
-----	---

※1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む）をいう。

※2 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法をいう。

別表第10（第8関係）

応急手当普及員講習Ⅰ

項 目		時間（分）	
基礎的な知識 技能	基礎知識（講義）（※１）	120	540
	救命に必要な応急手当（※２）の基礎実技	240	
	その他の応急手当（※３）の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学（※４）、資器材の取扱い要領、指導技法	300	780
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）及び 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験） を含む。）	360	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合 計 時 間		1,440	

※1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性及び応急手当の対象者等に関する知識をいう。

※2 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む）をいう。

※3 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法をいう。

※4 「基礎医学」とは、解剖学、生理学及び感染防止をいう。

別表第11（第8関係）

応急手当普及員講習Ⅱ

項 目		時 間（分）
指 導 要 領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当（※1）の指導要領（※2） （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）及び 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験） を含む。）	180
合 計 時 間		240

※1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む）をいう。

※2 指導要領には、感染防止及び効果測定を含む。

別表第12（第8関係）

応急手当普及員再講習

項 目	時 間（分）
救命に必要な応急手当（※1）の指導要領	180
合 計 時 間	180

備 考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
-----	---

※1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む）をいう。

様式第 1 号の 1（第 5 関係）

普及講習受講申込書

年 月 日 消防署長 申請者 氏 名	
区 分	
フリガナ 氏 名	生年月日 年 月 日
住 所	電 話 — —
勤 務 先	電 話 — —
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- (注) 1 区分の欄は、該当するところを○で囲んでください。
 2 ※欄は、記入しないでください。
 3 この申込書に記載された内容（個人情報）は、名簿管理以外の目的では使用いたしません。
 4 団体で受講する場合は、普及講習受講者名簿（様式第 1 号の 2）を添付してください。

様式第 1 号の 2（第 5、第 6 関係）

普及講習受講者名簿

番号	受 講 年 月 日	フ 氏 生 リ 年 月 ガ 日 ナ 名	住 電 所 話 番 号	勤 務 先 名 称 電 話 番 号	備 考
	年 月 日	年 月 日	TEL — —	TEL — —	
	年 月 日	年 月 日	TEL — —	TEL — —	
	年 月 日	年 月 日	TEL — —	TEL — —	
	年 月 日	年 月 日	TEL — —	TEL — —	
	年 月 日	年 月 日	TEL — —	TEL — —	

様式第2号の1（第5関係）

第 号

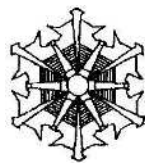
普通救命講習修了証

氏名

上記の者は、普通救命講習Ⅰを修了し、救命技能を
有することを認定します。

年 月 日

長野市消防長 印



普通救命講習修了証
長野市消防局

救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で講習を
受けてください。

認定証の大きさは、縦54mm 横86mmとする。

様式第2号の2（第5関係）

第 号

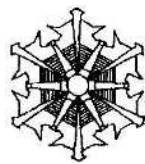
普通救命講習修了証

氏名

上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を
有することを認定します。

年 月 日

長野市消防長 印



普通救命講習修了証
長野市消防局

救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で講習を
受けてください。

認定証の大きさは、縦54mm 横86mmとする。

様式第2号の3（第5関係）

第 号

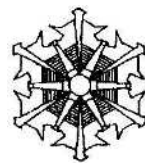
普通救命講習修了証

氏名

上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を
有することを認定します。

年 月 日

長野市消防長 印



普通救命講習修了証
長野市消防局

救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で講習を
受けてください。

認定証の大きさは、縦54mm 横86mmとする。

様式第2号の4（第5関係）応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅰ修了証の様式

第 号

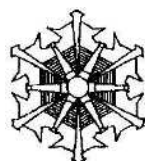
普通救命講習修了証

氏名

上記の者は、普通救命講習Ⅰを修了し、救命技能を
有することを認定します。

年 月 日

長野市消防長 印
講習指導担当者
応急手当普及員 ○○○○



普通救命講習修了証
長野市消防局

救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で講習を
受けてください。

認定証の大きさは、縦54mm 横86mmとする。

様式第2号の5（第5関係）応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅱ修了証の様式

第 号

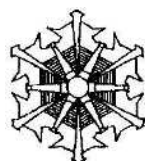
普通救命講習修了証

氏名

上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を
有することを認定します。

年 月 日

長野市消防長 印
講習指導担当者
応急手当普及員 ○○○○



普通救命講習修了証
長野市消防局

救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で講習を
受けてください。

認定証の大きさは、縦54mm 横86mmとする。

様式第2号の6（第5関係）応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅲ修了証の様式

第 号

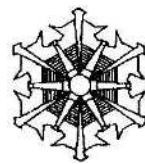
普通救命講習修了証

氏名

上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を
有することを認定します。

年 月 日

長野市消防長 印
講習指導担当者
応急手当普及員 ○○○○



普通救命講習修了証
長野市消防局

救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で講習を
受けてください。

認定証の大きさは、縦54mm 横86mmとする。

様式第3号（第5関係）

第 号

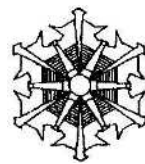
上級救命講習修了証

氏名

上記の者は、上級救命講習を修了し、救命技能を
有することを認定します。

年 月 日

長野市消防長 印



上級救命講習修了証
長野市消防局

救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で講習を
受けてください。

認定証の大きさは、縦54mm 横86mmとする。

様式第4号 (第5・7・8関係)

修了証交付台帳

講習会年度：

登録番号 :

講習会番号：

受講者 番 号	氏名／フリガナ	住 所	契 印	修了証番号 修了証交付日
	生年月日 性別	事業所名／所在地		

様式第5号（第5・6関係）

普及講習開催計画書

年 月 日 長野市消防長 申請者 氏 名			
フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	電話 — —		
認定証番号	指導員 普及員 第 号	発行年月日	年 月 日
勤 務 先	電話 — —		
開 催 日 時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで		
開 催 場 所			
講 習 種 別			
講 習 内 容	カリキュラム（別添）のとおり。		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- （注） 1 ※欄は、記入しないでください。
 2 この申込書に記載された内容（個人情報）は、名簿管理以外の目的では使用いたしません。
 3 カリキュラムを添付してください。

救命入門コース参加証

氏名

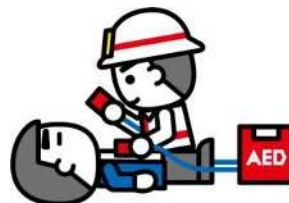
上記の者は、救命入門コースに参加したことを
証明します。

年 月 日

※ 次は、普通救命講習にチャレンジしましょう！

長野市消防局

救命入門コース参加証



参加証の大きさは、縦54mm 横86mmとする。

様式第6号の2（第6関係）応急手当普及員の発行する救命入門コース参加証の様式

救命入門コース参加証

氏名

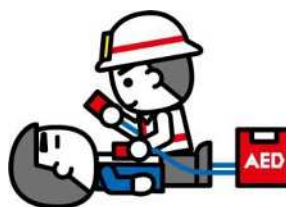
上記の者は、救命入門コースに参加したことを
証明します。

年 月 日

※ 次は、普通救命講習にチャレンジしましょう！

長野市消防局
(普及員担当)

救命入門コース参加証



参加証の大きさは、縦54mm 横86mmとする。

様式第7号（第7・第8関係）

応急手当指導員等養成講習受講申込書

長野市消防長		年 月 日	
		申請者 氏 名	
講 習 種 別	(1) 応急手当指導員講習Ⅰ (5) 応急手当普及員講習Ⅰ (2) 応急手当指導員講習Ⅱ (6) 応急手当普及員講習Ⅱ (3) 応急手当指導員講習Ⅲ (7) 応急手当普及員再講習 (4) 応急手当指導員再講習		
フリガナ 氏 名	生年月日 年 月 日		
住 所	電 話 — —		
勤 務 先	電 話 — —		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- (注) 1 講習種別欄は、該当する所を○で囲んでください。
 2 ※欄は、記入しないでください。
 3 この申込書に記載された内容（個人情報）は、名簿管理以外の目的では使用いたしません。

様式第8号 (第7・第8関係)

票講受習講養成等員導指當手急応

受 付 番 号	第 号
講 習 種 別	(1) 応急手当指導員講習Ⅰ (5) 応急手当普及員講習Ⅰ (2) 応急手当指導員講習Ⅱ (6) 応急手当普及員講習Ⅱ (3) 応急手当指導員講習Ⅲ (7) 応急手当普及員再講習 (4) 応急手当指導員再講習
フリガナ氏名	生年月日 年 月 日
住 所	電話 ー ー
受 講 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
講 習 場 所	
年 月 日 長野市消防長	

(注) 講習種別欄は、該当する所を○で囲むこと。

様式第 9 号（第 7 関係）

警 第 号
年 月 日

消防本部（局）
消防長 様

長野市消防局
消防長 印

応急手当指導員養成講習修了者通知書

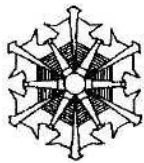
このことについて、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成 5 年消防救第41号消防庁次長通知）第 7 第 2 号に基づき、下記のとおり通知します。

記

フリガナ氏名		生年月日	年 月 日
住 所			
受講年月日			
受講場所			
認定証番号	第 号	発行年月日	年 月 日
備考			

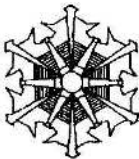
様式第10号（第7関係）

応急手当指導員認定証		第	号
氏名			
上記の者を、応急手当指導員として認定します。			
年 月 日			
長野市消防局 消防長			印

	
応急手当指導員認定証	
長野市消防局	

認定証の大きさは、縦54mm 横86mmとする。

応急手当普及員認定証		第	号
氏名			
上記の者を、応急手当普及員として認定します。			
年 月 日			
長野市消防局 消防長			印
本証は、発効日から3年間有効です。 ただし、再講習を受講した場合は、受講日から3年間有効です。			

							
応急手当普及員認定証							
長野市消防局 再講習受講の記録							
・	・	受講	印	・	・	受講	印

認定証の大きさは、縦54mm 横86mmとする。

様式第12号（第9関係）

警第 号
年 月 日

長野市消防長

警防課長

応急手当指導員等認定取消調査書

下記の者について、 年 月 日調査したので報告します。

記

フリガナ 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
認 定 種 別	応急手当指導員 応急手当普及員		
認定証番号	第 号	発行年月日	年 月 日
住 所			
調 査 内 容			
意 見			

(注) 認定種別欄は、該当する所を○で囲むこと。

様式第13号（第9関係）

警第 号
年 月 日

様

長野市消防局
消防長 印

応急手当指導員等認定取消通知書

下記の理由により、応急手当 員の認定を取り消しますので、認定証を 年 月 日までに、返納してください。

記

フリガナ 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所			
認定証番号	第 号	発行年月日	年 月 日
取 消 し 理 由			